

5 養護教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第2)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)				
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)				
	一種免許状	イ. 学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。) ロ. 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。 ハ. 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。				
	二種免許状	イ. 短期大学士の学位を有すること(大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得を含む。)又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。 ロ. 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。(養護及び教職に関する科目の単位は不要。ただし、免許法施行規則第66条の6の科目の単位は必要。) ハ. 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により保健師の免許を受けていること。(所要単位については、二種免許状のロに同じ。)				
科目名 (備考2)		専修	一 種			二種
			イ	ロ	ハ	イ
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	4	3以上	2以上	2
	学校保健	2	2		2以上	1
	養護概説	2	2		2以上	1
	栄養学(食品学を含む。)	2	2		2以上	2
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2	—	—	2
	解剖学・生理学	2	2	—	—	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	—	—	2
	精神保健	2	2	—	—	2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	10	—	—	10
	教育の基礎的理解に関する科目(備考8、9)	8	8	2以上	2以上	5
	全ての事項にわたること。	同左	—	—	全ての事項にわたること。	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—	—	—	—	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	—	—	—	—	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目(備考8、9)	6	6	—	—	3	
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	全ての事項にわたること。	同左	—	—	全ての事項にわたること。
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	—	—	—	—	
	生徒指導の理論及び方法	—	—	—	—	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	—	—	—	—	
教育実践に関する科目	5	5	2以上	2以上	4	
	養護実習(備考4、5)	2	2	—	—	2
	教職実践演習	—	—	—	—	—
大学が独自に設定する科目(備考6)		31	7	—	—	4
合 計		80	56	12	22	42

- 備考 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
- ※ 平成23年3月31日以前において、保健師の免許を有すること（ロまたはハの規定）により養護教諭二種免許状を取得した者が、養護教諭一種免許状を別表第2で取得する場合は、免許法施行規則第66条の6の単位（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作）を修得する必要があります。
- 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
- (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものである。
- (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための養護及び教職に関する科目として適当」と認めたものである。
- （上記(1)及び(2)の「認定課程」には、養護及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
- なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
- 3 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第9条表備考2号）
- 4 「養護実習」の単位数には、養護実習に係る事前及び事後の指導（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
- 5 養護教諭、養護助教諭又は免許法施行規則第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」（以下、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「養護実習」を除く。）の単位をもって「養護実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第9条表備考3号）
- 6 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
- また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、専修免許状の取得にあっては養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について、一種免許状及び二種免許状の取得にあっては養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第9条表備考6号）
- 7 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合これらの所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。
- また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状若しくは二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）
- 8 「教育の基礎的理解に関する科目」にあっては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあっては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第9条表備考4号）
- 9 「教育の基礎的理解に関する科目」にあっては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあっては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第9条備考5号）